

濱浦教育長	ただ今の、出席者は教育長及び教育委員4名であります。 定足数に達しておりますので、これより令和6年第6回階上町教育委員会会議を開会いたします。 ただちに本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。 日程第1 「会期決定の件」を議題といたします。 お諮りいたします。 本委員会の会期は、本日1日といたしたいと思います。 これにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議なしと認めます。 よって会期は、本日1日間と決定いたしました。 日程第2 報告第1号 事務の臨時代理の報告（階上町立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則の制定）についての件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。
森G L	それでは報告第1号 事務の臨時代理の報告（階上町立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則の制定）について、ご説明いたします。 本案は、階上町立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について、緊急を要し教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したものであります。 2枚目をご覧ください。 改正内容としましては、令和6年10月1日から、県内全市町村の小中学校において、給食費の無償化が始まったことから、町内の小中学校に就学する児童生徒の保護者に係る給食費については、徴収しないこととしたものです。 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、報告第1号 事務の臨時代理の報告（階上町立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則の制定）について の件を終了いたします。

金見G L	日程第3 報告第2号 専決処分した事項の報告（階上町文化賞表彰審議会委員の委嘱）について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは報告第2号 専決処分した事項の報告（階上町文化賞表彰審議会委員の委嘱）について、ご説明いたします。 本案は、今年4月の人事異動に伴う2名の方に対する階上町文化賞表彰審議会委員の委嘱について、令和6年10月8日付けで専決処分したため、報告するものであります。 2枚目をご覧ください。 石鉢小学校の校長先生と道仏中学校の校長先生となります。 委嘱期間は、前任者の残任期間となる令和6年10月8日から令和7年9月30日までとなります。 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 （質疑なしの声あり） 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、報告第2号 専決処分した事項の報告（階上町文化賞表彰審議会委員の委嘱）について の件を終了いたします。
金見G L	日程第4 報告第3号 専決処分した事項の報告（階上町文化賞被表彰者）について 及び 日程第5 報告第4号 専決処分した事項の報告（階上町スポーツ賞被表彰者）について の件を一括議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは、報告第3号 専決処分した事項の報告（階上町文化賞被表彰者）について 及び 報告第4号 専決処分した事項の報告（階上町スポーツ賞被表彰者）について、ご説明いたします。 本案は、11月2日の文化賞・スポーツ賞表彰式で表彰を行ったものです。 まずは、報告第3号の文化賞ですが、10月9日に専決処分したものであります。 別冊「令和6年度文化賞被表彰者一覧」と記載されております資料をご覧ください。 文化賞は、一般の方1名です。 2ページから文化奨励賞となり、中学生5名、高校生2名、全体で計

	8名の表彰について決定しております。 続いて、報告第4号のスポーツ賞ですが、こちらも10月9日に専決処分したものであります。 別冊「令和6年度スポーツ賞被表彰者一覧」と記載されております資料をご覧ください。 スポーツ功労賞は、一般の方1名です。 2ページからスポーツ賞となり、高校生11名、一般の方85名です。 8ページからスポーツ奨励賞となり、小学生8名、中学生7名です。 全体で計112名の表彰について決定しております。 以上、2件を報告するものであります。 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、報告第3号 専決処分した事項の報告(階上町文化賞被表彰者)について 及び 報告第4号 専決処分した事項の報告(階上町スポーツ賞被表彰者)について の件を終了いたします。
中屋敷課長	日程第6 議案第1号 令和5年度階上町教育委員会の事務の点検及び評価報告に関し議決を求めることについて の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは議案第1号 令和5年度階上町教育委員会の事務の点検及び評価報告に関し議決を求めることについて、ご説明いたします。 本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務について自ら点検及び評価し、その結果について議決を求めるため、提案するものです。 別冊の報告書14ページを御覧ください。 「具体的には」の部分になります。 (資料に沿って説明) なお、事業ごとの評価一覧につきましては、17ページに掲載しており、昨年度と同じく16事業としております。 事業の詳細につきましては、18ページ以降に事業点検評価シートを掲載しておりますので、後ほどご確認ください。 説明は以上です。

濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 お諮りいたします。 議案第1号 令和5年度階上町教育委員会の事務の点検及び評価報告 に関し議決を求めることについて の件を議決することにご異議ござい ませんか。 (異議なしの声あり) 「異議なし」と認めます。 よって議案第1号 令和5年度階上町教育委員会の事務の点検及び評 価報告に関し議決を求めることについて の件は、原案のとおり可決さ れました。
森G L	日程第7 議案第2号 階上町小・中学校の通学区域に関する規則の 一部を改正する教育委員会規則について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは議案第2号 階上町小・中学校の通学区域に関する規則の一 部を改正する教育委員会規則について、ご説明いたします。 本案は、区域外(学区外)就学に係る許可基準の見直しによる別記様 式の改正、及び令和7年度で階上小学校を閉校することにより別表から 階上小学校を削除し、赤保内小学校の学区に属する区域を改正するもの であります。 施行日は、別記様式の改正については、令和6年12月1日、別表の 改正については、令和8年4月1日となります。 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 お諮りいたします。 議案第2号 階上町小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正 する教育委員会規則について の件を議決することにご異議ございませ んか。 (異議なしの声あり) 「異議なし」と認めます。 よって議案第2号 階上町小・中学校の通学区域に関する規則の一部 を改正する教育委員会規則について の件は、原案のとおり可決されま した。

中居 G L	日程第 8 議案第 3 号 金山沢水郷館に係る指定管理者の指定について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは議案第 3 号 金山沢水郷館に係る指定管理者の指定について、ご説明いたします。 本案は、金山沢水郷館に係る指定管理者の指定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、町長より意見を求められ申し出するため提案するものです。 3 枚目をご覧ください。 現在の指定の期間が令和 7 年 3 月 31 日までとなっているため、令和 7 年度からの指定管理者を選定するものとなります。 指定管理者は、これまでと同様に金山沢行区、指定の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間となります。 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 お諮りいたします。 議案第 3 号 金山沢水郷館に係る指定管理者の指定について の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 「異議なし」と認めます。 よって議案第 3 号 金山沢水郷館に係る指定管理者の指定について の件は、原案のとおり可決されました。
中屋敷課長	日程第 9 議案第 4 号 階上町特別職の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 、日程第 10 議案第 5 号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について 及び 日程第 11 議案第 6 号 階上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について の件を一括議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは議案第 4 号 階上町特別職の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 、 議案第 5 号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について 及び 議案第 6 号 階上

濱浦教育長	町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。 本案は、いずれも地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、町長より意見を求められ、申し出するため提案するものです。 (資料に沿って説明) 説明は以上です。 これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 お諮りいたします。 議案第4号 階上町特別職の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について 及び 議案第6号 階上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 「異議なし」と認めます。 よって議案第4号 階上町特別職の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について 及び 議案第6号 階上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について の件は、原案のとおり可決されました。
中屋敷課長	日程第12 議案第7号 12月定例議会に付議する令和6年度教育費補正予算について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは、議案第7号 12月定例議会に付議する令和6年度教育費補正予算について、ご説明いたします。 本案は、12月定例議会に付議する補正予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、町長より意見を求められ申し出するため提案するものです。 (資料に沿って説明) 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声あり)

	「質疑なし」と認めます。 お諮りいたします。 議案第7号 12月定例議会に付議する令和6年度教育費補正予算について の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 「異議なし」と認めます。 よって議案第7号 12月定例議会に付議する令和6年度教育費補正予算について の件は、原案のとおり可決されました。 以上を持ちまして、令和6年第6回階上町教育委員会会議を閉会いたします。 ご苦労さまでした。 会議終了時刻 午後7時38分
--	---